

第95号
令和2年7月

福利


おたな物

ていごの海
ケンティ

Contents

令和元年度決算概要について・・・2
令和2年度 保健事業 実施計画・・・4
被扶養者の取消について・・・6
組合員証等の返却・再交付について・・・7
資格喪失後の医療費返還について・・・8

短期給付金の種類について・・・9
標準報酬月額について・・・10
健診事業（人間ドック等）のご案内・・・11
歯科健診・婦人科検診のご案内・・・12

編集・発行/  公立学校共済組合沖縄支部

TEL 098(866)2720・(862)5239
<https://www.kouritu.or.jp/okinawa/>

令和元年度決算概要について

公立学校共済組合は、全国の公立学校の教職員等を組合員として組織され、東京都千代田区にある本部と、47の支部(都道府県教育委員会に設置)で構成されています。

支部には、諮問機関として「支部運営審議会」が設置され、毎年度の事業計画並びに予算、決算、その他支部の所管事務に関する重要事項などを審議しています。

令和2年6月17日(水)に開催された運営審議会において、令和元年度公立学校共済組合沖縄支部決算が、承認されました。

組合員数

(令和2年3月31日現在)

区 分	令和元年度
組 合 員 数	15,273 人
被 扶 養 者 数	15,929 人

※組合員数のうち任意継続組合員は188人です。

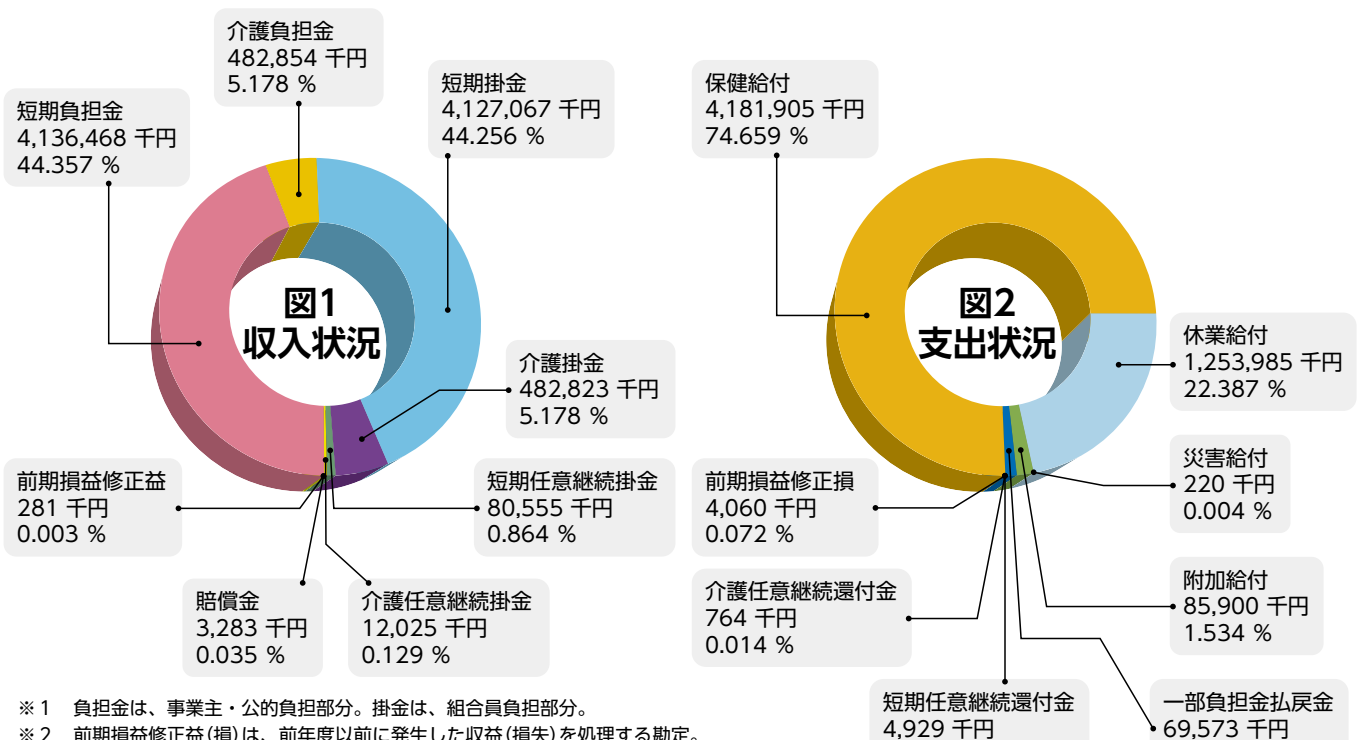
短期給付事業

組合員と被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、その他災害時に関し給付を行っています。

給付の内容には、法律で定められている法定給付(医療費、出産費、埋葬料等)と、共済組合が独自に行う附加給付(家族療養費附加金等で法定給付を補完するもの)及び一部負担金払戻金等があります。

収入は93億2千535万7千229円で、前年度に対して3千939万4千802円の増でした。(短期給付金の支出以外の掛金・負担金、介護掛金・負担金についてはすべて本部へ送金し、老人保健拠出金、退職者医療制度、介護保険、福祉事業の財源等に充当されています。)(図1)

支出(給付状況)は56億133万6千8円で、前年度に対して4千501万2千128円の増でした。(図2)



長期給付事業

組合員に関する、厚生年金や被用者年金一元化前の共済年金、退職等年金給付(年金払い退職給付)等、各公的年金給付を行っています。

収入は256億803万2千811円で、前年度に対して3億165万9千350円の増でした。収入額は全額、公立学校共済組合本部へ送金され公的年金の財源となります。

(単位：円)

収入科目	厚生年金保険経理	経過的長期経理	退職等年金経理
保険料(掛金)	8,672,610,171	—	710,863,097
負担金	12,556,012,228	283,201,549	710,870,336
追加費用負担金	2,673,809,549	—	—
前期損益修正益	482,276	160,897	22,708
各経理小計	23,902,914,224	283,362,446	1,421,756,141
長期給付合計収入	25,608,032,811		

保健事業

組合員とその家族の健康保持増進、元気回復等を図る目的で、各種の保健事業を行っています。保健事業の支出額は2億4千345万5千317円でした。

(単位：円、人)

事業内容		令和元年度 決算額		
		金額	人員	
特定健診事業	特定健診(任意継続組合員・被扶養者)	7,184,068	946	
	特定保健指導(集合契約等)	5,328,693	—	
	特定保健指導(民間委託契約)	8,213,574	—	
	特定健康診査(人間ドック・脳ドック)	157,478,223	8,533	
	その他(実施に係る諸費用)	389,164	—	
特定健診等事業費 計		178,593,722	—	
健康管理事業	健診事業	1日人間ドック	38,321,657	2,127
	器官別検診	婦人科検診	5,793,290	1,378
		脳ドック	678,220	55
		器官別検診 小計	6,471,510	1,433
	健康づくり事業(スポーツ施設利用補助等)		11,681,947	12,387
	その他(健診事業に係る事務費)		892,549	—
健康管理事業費 計		57,367,663	—	
一般事業	へき地組合員関係	診療交通費補助	2,493,917	387
		へき地組合員関係 小計	2,493,917	387
	研修・見学 旅行関係	介護講座	700,440	47
		生涯生活設計セミナー	1,847,608	482
		育児支援セミナー	719,246	56
		研修・文化関係 小計	3,267,294	585
	その他	研修等交通費補助 研修ポスター	1,732,721	—
一般事業費 計		7,493,932	—	
合計		243,455,317	—	

貸付事業

組合員が臨時に資金を必要とする場合に、貸し付けを行う事業です。

(単位：円)

	令和元年度			
	貸付状況		貸付累計残	
	件数	金額	件数	金額
一般貸付	92	118,400,000	383	339,995,464
住宅貸付(介護住宅含む)	7	80,400,000	826	2,387,281,178
住宅災害貸付	0	0	0	0
教育貸付	29	50,737,640	85	125,399,966
災害貸付	1	2,000,000	1	1,984,131
医療貸付	3	2,600,000	12	7,237,479
結婚貸付	5	5,800,000	10	10,077,300
葬祭貸付	0	0	1	1,043,113
高額医療貸付	0	0	0	0
出産貸付	0	0	0	0
合計	137	259,937,640	1,318	2,873,018,631

令和2年度 保健事業 実施計画

※今年度当初

I 健康管理事業

科目	事業名	内 容
特定健診等事業	特定健康診査	対象者：40歳以上75歳未満の組合員、被扶養者及び任意継続組合員(本人負担なし) ○組 合 員 ・健診事業の1日人間ドック、脳ドックを受診することで特定健康診査に資する。 ・それ以外の組合員は事業主が実施する定期健康診断より診査結果の提供を受ける。 ○被扶養者及び任意継続組合員 ・支部発券の「特定健診受診券」により市町村の実施する集団検診又は、指定医療機関にて診査を行う。
	特定保健指導	対 象 者：特定健康診査の結果に基づき、「動機付け支援」「積極的支援」の対象となる者。 方 法：対象者には「特定保健指導利用券」を発券し、①指定医療機関にて保健指導を受ける。 又は②個別訪問による保健指導を受ける。
健診事業(特定健康診査も含む)	1日人間ドック	対 象 者 令和2年4月1日現在資格を有し、33歳以上の組合員(1日人間ドックと脳ドックの何れか一つを個人選択)。 受 診 病 院 県内 34 医療機関等 期 間 5月～12月 補 助 額 ドック 14,000円 婦人科検診 5,500円 前立腺がん 2,500円 ※年度間1回に限り補助 (前立腺がんについては、令和2年4月1日現在、50歳以上の組合員を対象とする。) 定期健診補助 3,000円 事業主健診(定期健診)分について支部が受託する教育庁本庁及び出先機関、県立学校、県立芸大・看護大学、市町村(国頭村教育委員会、東村教育委員会、今帰仁村教育委員会、伊是名村教育委員会、北中城村教育委員会、久米島町教育委員会、多良間村教育委員会、宮古島市教育委員会)管内の小学校・中学校・幼稚園に所属する組合員が人間ドックを受診する場合、3,000円を公立共済が補助する。 ※支部より定期健診に必要な健診結果を事業主(委託)へ報告する。
	脳ドック	対 象 者 令和2年4月1日現在資格を有し、33歳以上の組合員(1日人間ドックと脳ドックの何れか一つを個人選択)。 受 診 病 院 県内 20 医療機関等 期 間 5月～12月 補 助 額 ドック 14,000円 婦人科検診 5,500円 前立腺がん 2,500円 ※年度間1回に限り補助 (前立腺がんについては、令和2年4月1日現在、50歳以上の組合員を対象とする。)
	婦人科検診	対 象 者 女子組合員全員及び配偶者(被扶養者)全員 (組合員本人については、婦人科検診を実施するドック指定医療機関でのドック受診者は除く。) 受 診 病 院 那覇市医師会契約医療機関 約50 医療機関 期 間 6月～12月 補 助 額 子宮がん・乳がん 8,186円、乳がん 3,350円、子宮がん 5,833円 ※年度間1回に限り補助
	歯科健診	対 象 者 令和2年4月1日現在、25・30・40・50歳の組合員 受 診 病 院 沖縄県歯科医師会契約医療機関 約300 医療機関 期 間 6月～10月 補 助 額 歯科健診1回 3,300円(本人負担なし) ※年度間1回に限り補助
健康づくり事業	健康教育	スマートライフセミナー(いきいき健康教室) (冲教済、互助会 共催事業) ※中止 生活習慣病予防のための運動指導と食事改善のセミナーを実施する。 対 象 者 組合員及び被扶養者である配偶者 時 期 夏季休暇期間中(2回)
		笑顔をつくる元気マネジメントセミナー (冲教済、互助会 共催事業) ストレスに関する基本的な知識を学びながら、リフレッシュ方法を習得するセミナーを実施する。 対 象 者 組合員 時 期 夏季休暇期間中(1回)
		女性のための健康セミナー(冲教済、互助会 共催事業) 女性に特化した健康増進のための最新情報や、心を癒す実践方法を習得する健康セミナーを実施する。 対 象 者 組合員及び被扶養者である配偶者 時 期 夏季休暇期間中(2回)
		保護者対応セミナー(冲教済、互助会 共催事業) 「学校と保護者のいい関係づくり」をテーマに講演とワークショップにより対応策等の知識を習得するセミナーを実施する。 対 象 者 組合員及び被扶養者である配偶者 時 期 夏季休暇期間中(2回)
		メンタルヘルスツーリズム(アジア) (冲教済、互助会、日教弘 共催事業) 若年者へのメンタルヘルス維持向上を図ることを目的に研修旅行を実施する。 対 象 者 40歳以下の組合員もしくは41歳以上50歳以下の組合員 ※アジア2団 各団30名 時 期 冬季休暇期間中

より一部変更があります。詳しくは赤字をご覧ください。(R2.6月改正)

健康づくり事業	健康指導	メンタルヘルス補助(互助会へ委託 共催事業) 対象者 組合員(リトリート受講の場合15,850円を補助する。カリキュラム受講の場合1回につき2,500円(最大3回まで)を補助する。) 時 期 冬季休暇期間中 若年者への特定保健指導 対象者 組合員(人間ドック受診者で受診結果が積極的支援相当に該当している年齢が38・39歳の者。) 実施機関 株式会社ベネフィット・ワン
	健康相談	教職員等のメンタルヘルス相談(互助会へ委託 共催事業) 対象者 組合員(1回4,000円を、年度間5回まで補助する。) ※看護大、芸大、市町村費組合員で他互助会加入者は、1回8,000円を補助する。 受診病院 県内7医療機関等
	スポーツ施設利用補助	対象者 組合員 実施機関 スポーツパレス ジスタス(那覇店、浦添店、美里店、ABLO うるま店) スポーツ・フィットネスセンター(名護市) NB沖縄(南風原町) ※利用人数に制限あり(1度に10人まで)。利用者の入れ替え可能。 組合員自己負担額 1回、550円(うち消費税50円)で月8回まで利用できる。 ※9回目からは自己負担1,100円(うち消費税100円)となります。
	スポーツ施設利用特典	対象者 組合員・被扶養者 実施機関 スポーツクラブ ルネサンス・ライカム24 利用特典 ※当支部からの補助はなし

II 一般事業

科目	事業名	内 容
教養・文化関係	介護講座	介護講座・実技研修(沖教済、互助会 共催事業) ※中止 介護に関する知識及び実技を習得するセミナーを実施する。 対象者 組合員 時 期 夏季休暇期間中(1回)
	ライフサイクルプラン	生涯生活設計セミナー(県、沖教済、互助会、学校生協 共催事業) ※中止 ライフサイクルプランとして組合員の生活設計に関する知識、手法を習得するセミナーを実施する。 対象者 組合員 時 期 夏季休暇期間中(対象年齢：39歳以下 1回、40～49歳 1回、50～58歳 1回)
		【トライアル実施】若年者向け生涯生活設計セミナー(沖教済、互助会、共催事業) ※中止 20代から30代前半の生涯生活に特化した基礎的な知識等を習得する。 対象者 (那覇近郊)所属に属する20歳以上35歳以下の組合員 時 期 夏季休暇期間中(1回)
	子育て支援	育児支援セミナー(沖教済、互助会 共催事業) 子育てに関する悩みや不安を解消し、役に立つ子育て方法を習得するセミナーを実施する。 対象者 育児休業中組合員 時 期 10月中(1回)
へき地組合員関係	診療補助(診療交通費等補助)	4・5級地等指定するへき地に勤務する組合員が所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域で診療を受けた場合及び支部事業で開催する講座等に参加する場合に、何れも片道分の交通費を年度間3回を限度として補助する。
	その他(健康管理支援補助)	4・5級地等指定するへき地に勤務する組合員が所属所から最も近い本島在の県立病院のある地域で健診事業を受けた際、1日人間ドック・脳ドック・婦人科検診・歯科健診の何れか一つに往復の交通費を補助する。
その他関係	予防接種補助	インフルエンザ予防接種補助(互助会、共催事業) 対象者 組合員 補助額 1,000円を、年度間1回に限り補助する。
	研修等交通費補助	当支部主催の研修事業(セミナー関係)等に受講する際的那覇までの片道の交通費を年度間3回を限度として補助する。 対象者 宮古・八重山地区所属の組合員 補助額 8,000円以内

【新規事業】

- ①人間ドック・脳ドック事業 定期健診公立共済負担(3千円)補助対象所属として、宮古島市教育委員会を追加
- ②歯科健診補助を新設 (令和2年4月1日現在、25・30・40・50歳の組合員で年度間1回、補助額：3,300円で本人負担はなし)
- ③若年者対象特定保健指導 対象者：38・39歳の組合員で人間ドックを受診した結果特定保健指導の「積極的支援」に該当する組合員株式会社ベネフィット・ワンで特定保健指導を受けることができる(本人負担はなし)

【見直した事業】

- ①スポーツ施設を追加 (組合員、被扶養者が利用特典を受けることができる)
施設名：ルネサンス・ライカム24(利用特典：月額会員割引等) 支部からの補助はなし
- ②若年者向け生涯生活設計セミナー(今年度限りの試験的实施)
- ③メンタルヘルスツーリズム(アジア) 対象者の年齢制限を41歳以上50歳以下の枠を新設
- ④メンタルヘルス補助 受講カリキュラムを全6回から3回へ縮小したことに伴い、15,850円から7,500円へ補助額変更。また一回受講ごとに補助申請可能。
- ⑤健康管理支援補助 補助対象健診事業に歯科健診を追加
- ⑥夏季研修事業 一部研修事業を中止

被扶養者の取消について

既に被扶養者として認定されている方が認定要件を欠くことになった場合、資格は自動で喪失いたしません。下記のとおり必要な手続きをとってください。

なお、取消日以降に給付（診療等）を受けているときは、当組合負担分の給付相当額や医療費を返還しなければならないので、手続きを遅滞なく行ってください。



対象者：職の有無に係わらず何らかの収入がある方
又は収入が見込まれる方について

取消事由	例	取消日
就 職	アルバイト先で勤務期間の途中から健康保険が適用されたときや、就職日から健康保険が適用されるとき等	就職日 ※健康保険の適用日
収入超過	雇用契約内容で月額 108,334 円以上が見込まれるアルバイト先で就業したとき	就業日
	月額所得が変動する者で、就業中に 3 か月連続で月額 108,334 円以上の収入を得たとき（障害年金又は 60 歳以上の公的年金受給者は月額 15 万円以上）	3 か月目 給与支給日の翌日
	日額 3,612 円の雇用保険の失業給付を受給したとき	雇用保険の認定 （支給）期間の初日
	事業等の所得が確定申告により 130 万円以上と判明したとき	税務署の受付日又は 電子申請受付日
	年金の決定・改定等により所得額が 130 万円以上となったとき（障害年金又は 60 歳以上の公的年金受給者は 180 万円以上）	通知受領日
株等の譲渡収入（譲渡価額 - 取得価額）が年間 130 万円以上と判明したとき	確定申告日又は特定 口座年間取引報告書 の受領日	



対象者：結婚や離婚、死亡、居住地が変わる方について

取消事由	例	取消日
婚 姻	扶養に入れている方が結婚したとき	婚姻日
離 婚	扶養に入れている配偶者と離婚したとき	離婚の届出日の翌日
死 亡	扶養に入れている親族が死亡したとき	死亡日の翌日
別 居	同居要件のある親族（配偶者の父母や兄弟等）が組合員と別居したとき	別居した日
国内居住要件	国内居住要件の例外（留学、海外赴任への同行等）に該当しなくなったとき	該当しなくなった日

対象者：その他の理由で扶養手当の認定が取消になった方

取消事由	例	取消日
その他	組合員と配偶者の収入逆転に伴う扶養替え等	扶養手当の取消の 事実発生日

今回掲載したものは健康保険上の取消事由となっております。
扶養手当が出ている方については、扶養手当の取消事由も別に
ありますのでご確認ください。



◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 組合員証等の返却について ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

既に資格喪失された方で組合員証等を返却していない方や番号変更などで新しい証が交付され、まだ前の証を返却されていない方については、速やかに当支部まで各種証を返却いただくようお願いします。

返却する前に証を紛失した場合

所属所を通して「紛失届」を当支部まで提出ください。
紛失届が出ていない場合、証返却がされていない方として督促を行います。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 組合員証等の再交付について ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

現在も資格のある方が組合員証等を紛失、損傷してしまった場合は、所属所を通して「再交付申請書」を当支部まで提出ください。

現在有効な証に関して再交付を希望される場合は別途、「紛失届」を提出する必要はありません。

損傷の場合

証の経年劣化等により、氏名や生年月日、資格取得日等の印字が薄くなって内容が読み取れない場合、医療機関等に提示しても保険診療が受けられない場合があります。
交付済みの証の印字を今一度ご確認ください。
損傷が著しく再交付をご希望される場合、「再交付申請書」に損傷した証を添付し返却いただくようお願いします。

紛失の場合

証の紛失・盗難等により、証がお手元がない場合、組合員証等の効力を停止することはできませんので、速やかに警察に届け出ることをお勧めします。
なお、再交付された後に紛失していた証が発見された場合は、発行日の日付（証の右上にある日付）が古い証を資格担当まで返却してください。

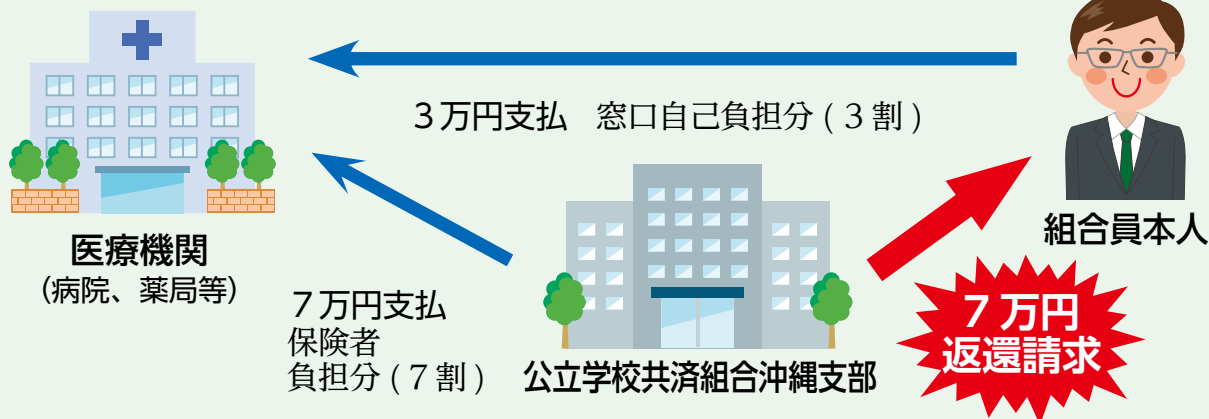
資格喪失後の医療費返還について

資格喪失後に組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、共済組合が負担した医療費を一括返還していただきます。

実際に100万円を超える請求事例もありますので、誤って使用しないようご注意ください。

※附加金等が生じている場合は医療費と合わせて返還していただきます。

返還事例 【総医療費10万円の場合】 ※自己負担3割



※被扶養者が誤って使用した場合でも、返還請求は**組合員本人**へ行います

請求実績 (令和元年度)
件数 300件
金額 約2,200万円

❗ 共済組合へ資格喪失の届出が遅れた場合は、資格を遡って喪失することになります。喪失日以降の医療費は全て返還対象になりますので、喪失日が過去に遡るほど高額な請求になってしまいます。資格喪失の事由に該当していないか、定期的に確認してください。



資格喪失した後の医療費は、本来共済組合が負担するべきでない金額だから、返還しないといけないんだね！

じゃあ、返還した後の医療費はどうなるのかな？



資格喪失後に新たに加入した健康保険等に請求できる場合があります

※必要書類や請求可能な金額など詳細については各健康保険で異なりますので、各自で加入先の健康保険へご確認ください

短期給付金の種類 ～請求手続きが必要です～

給付金を請求するときは、所属所または公立学校共済組合沖縄支部のホームページにある所定の請求書に必要な書類を添えて、所属所（学校等）経由で提出してください。

◎**給付事由が生じた日の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が受け取れなくなります。**

	給付名	給付の内容	給付額
組合員や被扶養者が病気やけがをしたとき	療養費 家族療養費	1 やむを得ない事情により組合員証（被扶養者証）を使用しないで医療機関で受診したとき。 2 保険診療において、保険医が治療上必要とがあると認めたととき。 （①関節用装具等治療用装具 ②はり、きゅう、あん摩マッサージの施術） 3 海外の医療機関で受診したとき。 （治療を目的として海外で受診した場合は、対象外。）	規定により組合で算定し、かつ実費の範囲の額の7割 （注：未就学児は8割、70～74歳は8割）
病院などに移送されたとき	移送費 家族移送費	組合員または被扶養者が医師の指示により緊急で病院等に移送され、組合が必要と認めたととき。	最も経済的な経路・方法により移送された場合の費用により算定した額
出産したとき	出産費 （同附加金） 家族出産費 （同附加金）	組合員および被扶養者である家族が出産又は死産及び妊娠85日以上の流産したとき。 双生児以上はその産児ごとに支給	404,000円 （但し産科医療補償制度に加入した出産の場合は420,000円） 同附加金 50,000円
病気・育児・介護などで勤務できないとき	傷病手当金 （同附加金）	組合員が公務外の病気又は負傷の療養により勤務することができなくなり給料の全部又は一部が支給されないとき。	傷病手当金支給期間の開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額×1/22×2/3
	出産手当金	組合員が出産し、出産前42日、出産後56日以内において勤務に服することができない場合で、給料の全部又は一部が支給されていないとき。	傷病手当金と同様
	休業手当金	組合員の家族の介護などで欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないとき。	標準報酬日額×50/100×日数
	育児休業手当金	組合員が子を養育するため育児休業を取得し、給料の全部又は一部が支給されないとき。	標準報酬日額×67/100×180日まで 標準報酬日額×50/100×残日数
	介護休業手当金	組合員が配偶者、父母、子等を介護するため休業したとき。	標準報酬日額×67/100×日数 （支給期間通算66日の範囲内）
災害にあったとき	災害見舞金 （同附加金）	非常災害により組合員の住居や家財に損害を受けたとき。	損害の程度により算定 標準報酬月額×0.5～3か月
死亡したとき	埋葬料 （同附加金）	組合員が公務によらないで死亡したとき。	埋葬料 50,000円 同附加金 25,000円
	家族埋葬料 （同附加金）	被扶養者が死亡したとき。	家族埋葬料 50,000円 同附加金 25,000円
	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき。	標準報酬月額×1
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき。	標準報酬月額×0.7

※組合員証・組合員被扶養者証を提示して診療を受けた場合は自動給付されます。

「標準報酬月額」について

Q 共済組合の掛金や保険料ってどんな計算でもとめられているの？



A 組合員一人一人に、その人の給料や手当の支給額に応じた「標準報酬月額」が決められていて、それに掛金率を乗じて計算しています。

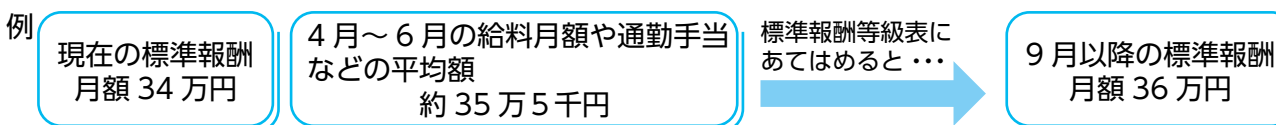


Q 給料って、上がったたり下がったり月によって増減があるけど、標準報酬月額も変わるの？

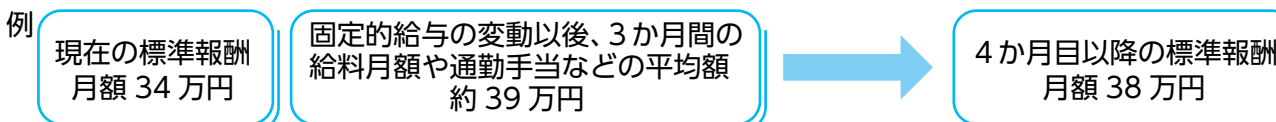


A 標準報酬月額が変わるタイミングはいくつかありますが、大きくは「定時決定」と「随時改定」のふたつがあります。

●「定時決定」とは、毎年4月、5月、6月の報酬の平均額から、9月以降の標準報酬月額を決定するものです。



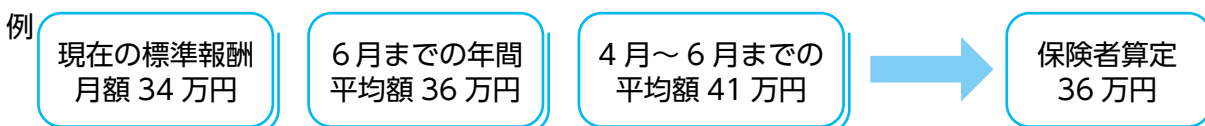
●「随時改定」とは、給料等の額に変更があり、かつ以後連続した3か月間の報酬の平均額が、現在の標準報酬と一定以上の差があるとき、実際の報酬額に合わせるために標準報酬月額を決定するものです。



Q でも、4月、5月、6月は、例年、年度の切り替わりなどで残業が多いけど、それで報酬が上がった場合、掛金が高くなってしまわないの？



A たまたま忙しくなったのではなく、例年その時期が忙しくて残業が多く、定時決定を行うことで標準報酬月額が上がる場合、それぞれの要件*に該当し、本人の同意と所属所の申立書により、過去1年間の平均額により報酬を決定することができます。これを「保険者算定」といいます。



※ 定時決定の保険者算定要件

- ① 4月～6月の報酬により算定した標準報酬月額と前年の7月から当年の6月までの1年間の報酬の平均により算定した標準報酬月額に2等級以上の差があること。
- ② 2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。

健診事業(人間ドック等)のご案内

【特定健康診査】 被扶養者も健診を！

- ◇対象者 40歳～74歳の組合員※及びその被扶養者
※組合員の方は、健診事業の1日人間(脳)ドック又は職場の定期健康診断を受診することで受診したこととなります。

【特定保健指導】

- ◇対象者 特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象に、生活習慣を改善できるよう支援していきます。

【人間ドック・脳ドック】 生涯現役、健康達人で「長寿沖縄県」再興を！

- ◇対象者 令和2年4月1日現在資格を有し、33歳以上の組合員
◇受診期間 令和2年5月1日～令和2年12月末日
(夏休み期間・12月は混み合いますので、希望する方は早めに受診されてください。)
◇実施機関 39医療機関(詳しくは当支部HPをご覧ください)
◇受診券 ドック受診を希望した組合員には、所属を通して「受診券」を配付しています。

受診券及び補助額



人間ドック 17,000円
脳ドック 14,000円

【対象所属】
教育庁本庁及び出先機関、
県立学校、看護大学、芸術大学、
(下記の市町村教育委員会管内学校)
国頭村、東村、今帰仁村、伊是名村、
北中城村、久米島町、多良間村、
宮古島市



人間ドック 14,000円
脳ドック 14,000円

【対象所属】
左記以外の市町村教育
委員会管内学校

《 注意 》

- 受診の際には、受診券と組合員証をお忘れなく！
ドック受診の際、医療機関に受診券の提出がないと補助を受けることができません。受診券が配付されているか確認し、紛失しないように受診日まで大切に保管してください。
○紛失等により再発行を希望する場合は、「1日人間ドック・脳ドック再発行(取消)届書」を受診日の2週間前までに当支部まで提出してください。

【臨時的任用職員及び会計年度任用職員(フルタイム勤務)の方】

雇用期間が1年以上の方が対象となります。1年未満で組合員資格を喪失した場合は、補助金を返納していただく場合があります。

歯科健診・婦人科検診のご案内



早期発見・早期治療につなげるためにも、歯科健診・婦人科検診を受けましょう！

【歯科健診】健康なからだは健口（けんこう）から！（歯周病は全身に影響します。）

- 令和2年度より25歳・30歳・40歳・50歳の組合員へ歯科健診を実施することになりました。
- 受診の流れ



受診希望者は、沖縄県歯科医師会会員の歯科医院※へ予約を入れてください。

受診予定日の2週間前までに、当支部へ歯科健診受診申込書※を提出してください。
『歯科質問票及び口腔健診票』を所属所あてに送付します。

受領した『歯科質問票及び口腔健診票』に必要事項を記入してください。

『歯科質問票及び口腔健診票』及び「組合員証」を持参し、受診してください。

※当支部ホームページにて『歯科健診受診申込書』及び医療機関一覧を確認することができます。

- 受診期間

令和2年10月末日までです！



【婦人科検診】早期発見が命を守ります！

- 女性組合員※及び被扶養配偶者へ『婦人科検診受診券』を配布しています。
※人間（脳）ドックを希望している組合員は除く

- 受診の流れ

組合員の場合

受領した『婦人科検診受診券』に必要事項を記入してください。

被扶養配偶者の場合

郵送された『婦人科検診受診券』に必要事項を記入してください。

沖縄県産婦人科医会加盟の医療機関※へ予約を入れてください。

『婦人科検診受診券』及び「組合員証」を持参し、受診してください。

※ 配布した『婦人科検診のご案内』裏面に医療機関一覧が記載されています。
また、当支部ホームページでも確認することができます。

- 受診期間

令和2年12月末日までです！



(婦人科検診受診券見本)

注意

- 1 受診券・『歯科質問票及び口腔健診票』は受診当日に医療機関へご提出ください。提出が無い場合や受診期間以外に受診した場合は、全額自己負担となります。
- 2 夏休み期間中や受診期間終了前は予約が混み合い受診できないこともあります。早めに医療機関へ予約し、受診してください。